

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

瀬戸市議会議長 川本雅之

瀬戸市議会規則第 2 号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和 32 年瀬戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(質疑の回数)</p> <p>第 49 条 <u>議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ質疑の回数を制限することができる。</u></p> <p>2 <u>議長の定めた質疑の回数の制限について、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p>	<p>(質疑の回数)</p> <p>第 49 条 <u>質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。